

「警報発令時の登校」について

木津川市立上狛小学校

警報（暴風、大雨、大雪、洪水等）発令の場合

- 1 上記の警報が、午前7時00分現在、山城南部または京都府南部等本校校区を含む地域に発令されている場合
 - ・児童は登校せず自宅待機する。
 - (1) 学校からは連絡しません。
 - (2) 危険防止と諸連絡を確実にするため、外に遊びに出ないように特に注意してください。
- 2 警報が午前9時00分までに解除された場合
 - ・児童は登校します（※ 連絡網が回るまでは、自宅に待機してください。）
 - (1) 学校から「地域連絡網」によって「登校」についての連絡をおこないます。
 - (2) 連絡があった時点で登校班ごとに集まって、安全に注意したうえで登校してください。
- 3 午前9時00分を過ぎても警報が解除されない場合
 - ・そのまま臨時休校とする。
 - (※ その後、警報が解除されても登校させないでください。)
 - (1) 学校からは、連絡をしません。
 - (2) 休校の場合でも、警報が出ている時は、河川の増水など危険な状況が予想されますので児童は外出を避け、自宅ですごしてください。
 - (3) 休校になった次の日の時間割は、原則として学級で配布した時間割及び週予定とします。
- 4 登校途中に「警報」が発令された場合は
 - ・そのまま学校へ行きます。
- 5 警報が、児童登校（始業）後に発令された場合
 - (1) 一旦、学校で児童を待機させ、状況を見て安全確認後、教育委員会と連絡を取り合い下校させることとなった場合、「警報発令時の下校」で下校を希望された児童は、地域連絡網で連絡したのち職員の引率により集団下校します。
 - (2) 「警報発令時の下校」で学校待機を希望された児童は、保護者に連絡して迎えに来られるまで学校待機となります。